

福島県浜通りでレース鳩を飼育していた申立人について、原発事故直後に避難したことによる管理不能が原因で死亡したレース鳩（80羽）の財物損害として230万円が賠償された事例。

781

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

財物損害 （避難生活を原因とする管理不能によりレース鳩（選手鳩及び種鳩）の効用を喪失させたことによる損害）	申立人が平成23年3月1日 1日当時に飼育していた種鳩30羽及び選手鳩50羽	230万円
--	---	-------

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して230万円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間ないし対象に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月27日

（仲介委員 永山在浩）